

議案第79号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

長期優良住宅維持保全計画の認定に係る手数料について定めるとともに引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3 34の部(31)の項中「第5項」を「第6項」に改め、同部(31)の2の項中「第6項」を「第7項」に改め、同部(41)の2の項中「第5項」を「第6項」に改め、同部(41)の3の項中「第6項」を「第7項」に改め、同表38の2の部(1)の項手数料を徴収する事項の欄中「計画」を「計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」に改め、同項金額（円）の欄中「一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとする」を「一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は一戸建ての住宅について建築行為を行わない」に改め、同欄イ中「又は改築しようとする」を「若しくは改築しようとする場合又は住宅について建築行為を行わない」に改め、同部(2)の項手数料を徴収する事項の欄中「計画」を「計画等」に改め、同項金額（円）の欄中「又は改築する際」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は住宅について建築行為を行わず」に改め、同部(4)の項中「計画」を「計画等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第3 34の部の改正規定は、公布の日から施行する。